

条例第 36 号

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 23 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） （3） 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 （4） 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （5） 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （6）・（7） （略） 別表第1（第4条関係） <table> <tr> <th>執行機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>1 市長～4 市長 （略）</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	執行機関	事務	1 市長～4 市長 （略）				（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） （略） （3） 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 （4） 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （5） 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （6）・（7） （略） 別表第1（第4条関係） <table> <tr> <th>執行機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>1 市長～4 市長 （略）</td><td></td></tr> <tr> <td>5 市長</td><td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報</td></tr> </table>	執行機関	事務	1 市長～4 市長 （略）		5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報
執行機関	事務												
1 市長～4 市長 （略）													
執行機関	事務												
1 市長～4 市長 （略）													
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報												

					の管理に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長～9 市長（略）			1 市長～9 市長（略）		
10 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	10 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの			母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の			児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当
					の

		支給に関する情報であつて規則で定めるもの			支給に関する情報であつて規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの			介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
11	市長（略）		11	市長（略）	

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和6年9月以前の月分の同法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の支給に関する特定個人情報の利用又は提供については、なお従前の例による。